

第2章

エルサルバドル：和解による紛争解決の事例

はじめに

本稿では、12年間に及んだエルサルバドル内戦が平和的に解決した後、現段階で進行している民主化のための諸改革について、次の3つのテーマに絞って論述することにしたい。

まず最初に取り上げるテーマは、司法改革である。エルサルバドルの司法制度は、和平合意後どのような改革が進められているのだろうか。⁽¹⁾ ラテンアメリカ全体の司法制度の特徴についても触れながら、検討することにしたい。司法制度の伝統については、植民地時代の遺制としてラテンアメリカ諸国は、かなり近似したシステムを継承してきた。したがってエルサルバドルの司法改革の問題点は、ある程度他の域内国にも共通すると推測できる。

2番目に軍改革について検討することにしたい。エルサルバドルでは過去半世紀にわたり、軍事政権が続いた。1980年代初頭に、ようやく形のうえでは民政に移管した。以後内戦が事実上終結する92年2月までの間、ひとつには内戦下にあるということ、2つ目には米国の「裏庭」に位置するという地政学的条件によって、⁽²⁾ エルサルバドルは米国の巨額の軍事援助を享受した。この結果軍部は政府内で強い自律性を保持し、影響力を強めた。一方では人権侵害について、軍部は国内外から強い批判を受けてきた。和平合意によって軍はどのような改革を受け入れ、それを進めようとしているのだろう

か。筆者は和平合意署名直後の1992年3月から4月にかけて約3週間現地に滞在した。⁽³⁾ その時の軍関係者とのインタビューの内容も紹介しながら、エルサルバドルにおける軍改革について見ることにしたい。

第3番目のテーマとして取り上げるのは、選挙である。1994年3月20日に実施された総選挙、4月24日実施の大統領選出の決選投票は現地マスコミでは「今世紀最大の選挙」と形容された。今回の選挙には、従来生命安全上の理由でこれをボイコットしてきた、左派ゲリラ組織ファラブンド・マルティ民族解放戦線 (Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional, 以下FMLNと略) が政党に衣替えして参加した。選挙は「民主化の総仕上げ」と位置づけられ、公正かつ自由な選挙が行なわれるか否か、国際的にも関心がもたれた。筆者は2度にわたり、国連エルサルバドル監視団 (Observadores de las Naciones Unidas en El Salvador, 以下ONUSAL) 選挙監視員として投票の現場に立ち会ったので、⁽⁴⁾ その体験も交えて論じることにしたい。

司法制度と軍の改革、公正かつ自由な選挙の実施は、いずれも制度あるいは手続きという狭義の民主主義の定着に不可欠なテーマである。本稿ではこの3つの項目の改革の内容を並列的に、検討することにしたい。この作業は同時に、隣国グアテマラをはじめとする今なお内戦に苦しむ国々への、和解による戦争終結の、ひとつの参考例を提示することにもなるのではないかと考えている。

第1節 司法改革

1. エルサルバドル司法制度の問題点

特定の国の司法制度について、その内情にまで深く立ち入った分析を行なうのは、かなり困難な作業といえる。外部(国)の人間が司法を論評することは、国家主権の根幹に触れることで、内政干渉につながりやすい。加えて

司法そのものが厚いベールに覆われている。エルサルバドルについても、和平合意以前は上記のことは当てはまった。しかし和平合意後次に述べるように、国連の人権監視活動が活発化し、司法制度それ自体に踏み込んだ改革が志向されるようになった。これは内戦の副産物といえるもので、もし和平合意が成立しなければ、主権国家に内在する司法上の問題点が、これほど赤裸々に公表されることはなかったであろう。またエルサルバドルの抱える問題は、大なり小なり他のラテンアメリカ諸国にも当てはまると推察される。この点も踏まえて、司法制度の欠陥といかにそれを改善しようとしているのかについて、検討することにしたい。

エルサルバドルの司法制度の問題点を明確に指摘したのは、和平合意を受けて設置された、国連真相究明委員会の報告書「暗闇から希望へ：エルサルバドルにおける12年間の戦争」（=以下真相究明委員会報告書）である。⁽⁶⁾ この報告書は主として内戦中の人権侵害について、国際的に著名な3人の専門家が調査したもので、1993年3月に公表され、大きな波紋を呼んだ。真相究明委員会報告書は第5章「勧告」のなかで、司法府の問題点を概略次のように述べている。「司法、行政、立法の三権のいずれも、社会に満ちあふれる軍部の影響力を抑制することができなかった。司法制度は軍部が威嚇するにつれて、徐々に弱体化した。この結果司法制度そのものが、軍部が腐敗する温床となってしまった。これまで司法機関は、眞の意味での独立性を享受したことではない。司法制度の無力さは、その悲しむべき従属性と機能不全によつて、この国が被った悲劇を促進する元凶へと変質してしまった」。⁽⁷⁾おそらく国連という国際システムの中心機関が、特定の加盟国の司法問題について、これほど単刀直入に言及し、それを公表したという先例はあまりないのでなかろうか。

またジョエル・G・バーナーは、ラテンアメリカの法制度の比較についての数少ない研究のなかで、エルサルバドルの最高裁をペルー、ボリビア、パナマ、グアテマラ、ホンジュラスなどと同じグループに分類し「最小限の司法機関」をもつ国々と呼んでいる。このグループに属する国の中最高裁に関する

る資料が一般に少ないことを断ったうえで、エルサルバドルの最高裁について次のように述べている。「1979年のクーデターは、司法機関の再編成を促進した。この結果10人の最高裁判事が全員解職され、政府により受け入れやすい判事に入れ替えられた。エルサルバドルの司法機関は、軍部政治、クーデター、一党独裁制、14家族による寡頭支配、1948年以後の政治的不安定性⁽⁸⁾の悲しむべき犠牲者であった」。内戦中のエルサルバドルの国内世論では、最高裁判所判事の人選が政治的に偏っているという批判はあった。しかし政治権力に対する司法の従属性は、それこそ植民地時代からの伝統であり、一朝一夕に改革できるものではないという認識（=諦め）も一方にはあった。そこで次に、ラテンアメリカ全体で司法組織はどのような問題点を抱えているのか。簡単に振り返っておくことにしたい。

2. ラテンアメリカの司法組織の問題点

ラテンアメリカの司法制度の研究は、最も立ち後れた分野のひとつといえる。この分野の先駆的な業績である、先に紹介したバーナーの「ラテンアメリカにおける最高裁の独立性について：文献の回顧」⁽⁹⁾を参考にしながら、ラテンアメリカ一般の司法の特徴について見ていくことにしたい。

バーナーはラテンアメリカの最高裁判所は一般に政治権力の影響下にあり、独立した機能を果たしていないと指摘している。そしてその理由を次の7点に求めている。(1)行政府の権限が強大であること。特に大統領への権力集中が顕著である。(2)政治的不安定性。度重なるクーデター、革命などによる政権交代によって、最高裁判事の入れ替えも頻繁に行なわれてきた。このことが司法権の独立を弱体化させてきた。(3)ラテンアメリカの法制度そのものの問題。ラテンアメリカ法は、ローマ法の影響を強く受けたために、裁判所はコモン・ローに比較して、判例の見直しや活用、自由な立法を抑制する傾向がある。法の厳格な適用に傾斜し、権威に依存しがちで保守的である。(4)司法制度の構造・司法手続きそれ自体の問題。司法制度と手続きがあまり

にも煩雑なために、人々はむしろ個人的な解決を指向する。政治的な係争事件では、しばしば特別法廷が設置され、政治権力の圧力を受けやすい。(5)限られた再審理の利用。通常最高裁は、行政府や立法府の行為を違憲とすることはしない。ローマ法の影響で、法によってのみ法を撤回できるとされてきた。(6)最高裁は国民の間に十分な支持をもたず、裁判所の独立を導くには有利な社会経済環境下にはない。(7)裁判官の身分保障。行政府や立法府、あるいはその他の政治勢力から独立を保持するには、身分保障が必要である。しかしラテンアメリカの多くの国では、裁判官の任免が政治的な理由で行なわれている。

バーナーの指摘はラテンアメリカの司法制度を一般化した議論で、もちろんこれがすべてエルサルバドルに当てはまるわけではないであろう。特に(3)と(5)で展開されているローマ法に遡及した議論は、研究者の間でも論争の⁽¹⁰⁾テーマとなっている。本稿で見ておきたいのは、(2)と(7)の裁判官の身分保障、なかんずくその任免についてである。具体的に、司法改革はどのように進められてきたのであろうか。

3. 司法改革の内容

政府とFMLNが司法改革について議論し合意に達したのは、1991年4月27日のメキシコ合意であった。合意文書の第2章第1項で、a. 最高裁の組織を再編成し、判事の任命を国会議員の3分の2の賛成によって行なうこと。b. 政府經常収入の6%を司法府に配分すること。c. 人権擁護官の創設。d. 会計検査院長、検事総長、人権擁護官の選出を、国会議員3分の2以上の賛成で選出することを明文化している。

合意事項は合意文書に署名がなされた翌日の4月28日、エルサルバドル国会で憲法改正案として上程され、4月30日に可決された。この結果、上述のaからdの諸点について、憲法上も明文化されることとなった。1983年の軍民評議会政権時代に公布され、91年に修正を加えられた現行憲法では、最高

裁判事の選出などについて概略次のように定めている。まず第186条において、最高裁判事の任期を従来の5年間から9年間に延長した。また改正前の旧憲法では、任命には国会の承認を得る（慣習的に過半数）と規定していたものを、国會議員の3分の2の賛成が必要であると明記した。罷免については、従来は「国会が決議した時、あるいは法による処罰の対象となった場合」とあいまいな規定であったものが、現行憲法では任命と同じ条件の国會議員の賛成が必要であると改定した。現行憲法では旧憲法に比較して、最高裁の判事の選出について細かく規定している。

現行憲法では従来から存在していた裁判官国家審議会（Consejo Nacional de Judicatura, 以下審議会）に、最高裁判事の候補者名簿の提出を義務づけている。候補者の半数は、「エルサルバドルの、現時点の最も優れた法曹思想を代表する弁護士団体の提出したものでなければならない」と規定している（第186条）。なお審議会は同時に、下級裁判所の判事候補者名簿の作成を行なう。また審議会は新設の司法訓練所の運営上の責任を持つことになっている。なお旧憲法では審議会の構成員選出についての憲法上の規定はなかったが、現行憲法では国會議員の有効投票数の3分の2の賛成を必要とする、と明文化された（第187条）。

以上の改正に加えて1994年4月29日の国会で、司法制度改革について次の諸点が承認された。ひとつは、従来弁護士、公証人の資格剝奪の権限が裁判所にあったものを、新たに設置されることになった、弁護士・公証人国家委員会（Consejo Nacional de Abogados y Notarios, 以下国家委員会）に移管する。いまひとつは、人身保護令状の手続きを下級審に移管した。この結果最高裁は、政府高官にかかる事件と下級審裁判官が身柄の釈放を拒否した場合のみ、⁽¹¹⁾人身保護手続きを行なうこととなった。

なお司法府の予算については、新憲法ではメキシコ合意の内容がそのまま盛り込まれ、政府経常収入の6%を下回ってはならないこととされた（第172条）。1995年の政府予算案を見ると、司法府の予算は5億788万コロン（前年比45%の増加）で、政府支出総額117億5261万コロンの4.3%に相当している。た

だしこれ以外に(1)人権擁護官、市民サービス審査会の予算が別途計上されていること、(2)政府経常収入額は政府支出総額を下回るとみられるため、予算面における憲法上の規定は一応はクリアーしていると考えられる。⁽¹²⁾

現政府は司法改革について、どのような方針で臨む姿勢を打ち出しているのであろうか。弁護士でもあるアルマンド・カルデロン・ソル (Armando Calderón Sol) 大統領は1994年6月1日に行った就任演説のなかで、司法改革に取り組む方針を概要次のように述べている。「司法分野は、抜本的な改革を必要としている。大統領府は司法制度が現代的で民主的な社会の要請に合致するよう、政府の他機関と協力して改革していく決意である。権力は法に服従し、いかなる者も超法規的存在であってはならない。そのために法秩序を強化していく所存である。我々は人権に十分な関心が払われ、それによってサルバドル社会に正真正銘の自由が存在するように努力することを宣言する」。⁽¹³⁾ では次に新政権発足後、現行憲法の規定に従って最高裁の長官、判事を選出するプロセスで顕在化したさまざまな問題点を検討していくことにしたい。

4. 判事の選出をめぐる紛糾

最高裁判事の選出は、1994年3月に開始された。まずエルサルバドル国内で法律家として登録している3500人の法曹関係者が、42名の候補を投票で選出することとなった。全有権者の約80%に当たる2800人が投票した。この結果元検事で現職の大学教授であるアナ・カルデロン・デ・ブイトゥリアゴ (Anita Calderón de Buitriago) が首位で選出された。42名の候補者名簿は審議会に付託され、その後審議会が独自に選出した42名の候補者と共に、国会に計84名の判事候補名簿を提出した。国会はこのなかから判事を選出することになる。判事の定数は28人で、このうち14人は正判事、残り14人は補欠である。当初の予定では新しい判事は、1994年7月1日までに選出していなければならなかった。この間の出来事を振り返ってみると、エルサルバドル民主

化の促進のための、重要な学習過程であったことが看取される。⁽¹⁴⁾

予想されたことながら、判事選出には各政党の思惑が複雑に絡み合い、結局最終的な人選の終了は7月30日にずれ込んでしまった。政権政党である国民共和同盟 (Alianza Republicana Nacionalista, 以下 ARENA) は当初、最高裁長官を政府側代表団のメンバーとして FMLNとの和平交渉に当たった、ダビッド・エスコバル・ガリンド (David Escobar Galindo) にするように提案した（長官は憲法の規定で、判事のなかから選出する）。一方野党側はキリスト教民主党 (Partido Demócrata Cristiano, 以下 PDC) のアブラアム・ロドリゲス (Abraham Rodríguez) を擁立した。エスコバル・ガリンドは途中で辞退したものの、ARENAはその後2人の長官候補者を提示し、事態は紛糾した。

国会議員の総定数は84で、その3分の2は56である。与党第1党のARENAは39議席で、これにARENAと政策協力している保守系の国民融和党 (Partido de Conciliación Nacional, 以下 PCN) の4議席を加えても、必要数を満たさない。一方野党もFMLNの21議席を筆頭に、PDCの18議席などを足しても計41議席である。与野党どちらかの息のかかった長官を選出するとなると、票が割れてしまい承認が遅れてしまうという悪循環が繰り返された。6月29日にはロドリゲスを長官候補とする案が国会で評決に付されたが、賛成41票、棄権43票で否決された。

事態を開拓するために、各政党の代表、在エルサルバドル米国大使、政府高官などが会合して話し合いが続けられた。しかしこれによっても結論が出ず、最終的には7月18日、最後の選択肢として審議会と弁護士連合会が合同で、新たな90人の候補者名簿を国会に提出した。その結果政党色のない、独立系の弁護士であるホセ・ドミンゴ・メンデス (José Domingo Méndez) が満場一致で3年間の任期で長官に選出された。また残りの14人の最高裁判事も、経過措置として任期3年が4人、6年が5人、9年が5人にそれぞれ分けて選出するという、変則的な形となった。

司法府の独立を目指して最高裁の判事の任命を、国会のより強い監視下に置くという今回の実験は、結論だけを見ると成功したといえるかもしない。⁽¹⁵⁾

単一の政党が判事の承認に必要な56議席を確保していない以上、少なくとも政治的な力関係だけでは人事が左右されなくなったのは明白である。ただ現時点で安易に成功したと判断してしまうのは早計である。というのも上述のように、エルサルバドルの政治風土では依然として裁判官の人選が優れて政治的な事項と考えられているからである。将来このことが政争の取り引き材料にならない、という確証が得られたわけではない。過渡的な措置として任期に差を設けたのは、そのひとつの現れといえる。

バーナーが指摘するように、エルサルバドルの司法機関が長年にわたって社会のさまざまな勢力の「悲しむべき犠牲者」であったことについては、弁解の余地はない。和平プロセスの重要な構成要素を占める司法改革が今後どのように進むのか、注目したいところである。

第2節 軍部の改革

1. エルサルバドル軍の抱える問題点

政府とFMLNとの和平交渉の過程で最大の争点となったのが、軍の改革をどう進めていくかという問題であった。過去半世紀にわたり、エルサルバドル政治を事実上支配してきたのは軍部であった。また12年間におよぶ内戦中、人権侵害問題で国際的な批判の矢面に立たされてきたのも、軍部とその統制下に置かれた準軍事組織（後述）である。

軍事政権とその下で行なわれた人権抑圧は、エルサルバドルの特殊事例ではない。ラテンアメリカでは1980年代に至るまで、かなりの国々で同様の体験をしている。しかしながらエルサルバドルの場合は次の2点で、際立った特徴を有している。そのひとつは内戦下にあったということである。しかも内戦が、冷戦時代の東西対立の枠組みの中で国際的にもクローズ・アップされた。この文脈のなかで、米国政府はエルサルバドル政府に対して大規模な

軍事援助を行なった。いまひとつの特徴は、内戦が当事者双方の和解の精神に基づく和平合意によって終結し、加えて国連が軍の改革・人権侵害の真相究明について内政干渉の一線を越えた、国家主権の根幹に触れる調査を行なっていることである。ラテンアメリカで1980年代に民政に移管した国は数多くある。しかし国連という国際社会の中心機関が、これほどまでに軍改革の主役として活動した先例はないではなかろうか。

以上を踏まえたうえで、本節では主として和平合意後のエルサルバドルの軍部の改革について、見ることにしたい。次に今回の軍部改革が、旧来の権力構造を抜本的に変えるものなのか、軍関係者は、新しい社会における軍の存在意義（＝任務）をどのようなものと認識しているのか。あるいはそれは、ラテンアメリカの新しい軍部のあり方として、ひとつのモデルになり得るものなのか。こうしたテーマについて論じることにしたい。そのための手続きとして、まずエルサルバドル軍部の性格を見ておく必要がある。

エルサルバドル軍の研究は、従来からあまり多くはない。その理由のひとつは、内戦下にあるという特殊事情によって軍内部の機密度が高く、制約が大きかったことを挙げることができよう。また研究者の関心が、人権問題などのトピックスに傾きがちであったことなども指摘できよう。こうしたなかで、これから紹介するウォルターとウイリアムスの論文（以下ウォルター論文）⁽¹⁶⁾「エルサルバドルにおける軍部と民主化」は、和平合意後の動きも盛り込んだ、エルサルバドル軍部研究の基本文献といえる。

ウォルター論文はまず、エルサルバドルにおける権威主義体制から民政への移行が、他のラテンアメリカ諸国、なかんずく南部諸国の事例と比較して次の4点において大きく異なっていると指摘する。(1)エルサルバドルの民政移管は、民主化を意味していない。軍部が民間人に政権を委ねると決定したとしても、本当に権限を委譲するかどうかは、不明確である。(2)過去半世紀におよぶ軍の直接統治によって、社会における軍の役割、軍と文民政権との関係にユニークな遺産を残した。これにより、1980年代の名ばかりの文民政権の時代に、民主的な軍民関係の構築が制約を受けた。(3)内戦の影響で、国

家と社会の軍事化が進行した。その結果、民主化を進めるうえでの必須条件が、まず非軍事化をすることとなった。(4)米国が内戦を軍事的に解決しようとしたために、民主化の促進が遅れた。また軍の専門職業化が進まなかった。

エルサルバドル軍の性格を見ていく際の基本的な認識として、以下の3点を強調しておきたい。ひとつは、50年間にわたる軍政の主たる任務が、外敵から国土を防衛するというよりも、国内秩序、私有財産の尊重と保護にあったということ。いまひとつは、軍部が単に富裕層との蜜月関係にあったのではないこと。状況に応じて、富裕層の既得権を減ずる政策もとってきた。ウォルターはこれを「エルサルバドル軍は、盲目的に社会のある特定の社会・経済勢力と結びつくのではなく、国家防衛、軍の組織維持により強く専念してきた」と表現している。⁽¹⁷⁾最後に軍部は特に農村に影響力を持ち、識字教育などの社会事業にも従来積極的に取り組み、一定の支持を得てきたということである。⁽¹⁸⁾では次に、和平交渉の過程で最大の懸案事項となっていた軍の改革について、当事者がどのような合意に達したのかを見ることにしたい。

2. 和平合意に盛り込まれた軍改革の内容

軍の改革について、和平合意にはどのような内容が盛り込まれているのであろうか。軍改革についての、最初の包括的な交渉となった1991年4月27日のメキシコ合意から、92年1月16日のメキシコ最終和平合意に至る一連の内容を見てみると、次の諸点にまとめることができよう。

(1)従来エルサルバドルでは、軍と警察が国防大臣の指揮下にあり、治安と国防の役割分担が明確ではなかった。そこで警察機構を国防省から、新設される内務・公安省に移管する。名称は従来の国家警察 (Policía Nacional) から国家文民警察 (Policía Nacional Civil) に変更する。また警察官を養成するための国家公安警察学校 (Academia Nacional de Seguridad Pública) を新設する。(2)準軍事組織の廃止 (通常は国家警備隊—Guardia Civil—、国家警察、財務警察—Policía de Hacienda—、民間防衛隊—Defensa Civil—を指す。人権侵害で悪名が高く、

軍関係者とつながりの深かった、Organización Demócrata Nacional-ORDENなどを含むこともある。準軍事組織は、死の部隊として知られる暗殺グループの中心メンバーを構成していた⁽¹⁹⁾。軍の諜報組織 (Dirección Nacional de Inteligencia, DNI) の解体。(3)人員の50.2%削減などの軍の縮小。(4)人権侵害に直接かかわっていた軍関係者の処罰や解任などの軍の浄化。

ここで和平合意の履行状況について簡単に触れておきたい。まず(1)の軍と警察の分離については、制度上は完全に履行された。現時点の警察機構の責任者は、民間人であるウゴ・バレラ・グレロ (Hugo Barrera Guerrero) 内務・公安省次官である。国家公安警察学校についても、すでに卒業生が現場での任務に配置されている。ただしONUSALの報告書は学校の運営上、軍人の影響力が今なお残っていると繰り返し懸念を表明している。(2)の準軍事組

第1表 エルサルバドル政府軍の規模

(単位：人)

年 度	正 規 軍	準軍事組織
1978—79	7,130	3,000
1979—80	6,930	3,000
1980—81	7,250	5,000
1981—82	9,850	7,050
1982—83	16,000	9,000
1984—85	39,000	9,500
1985—86	41,650	11,000
1986—87	42,640	11,600
1988—89	43,000	24,600
1989—90	43,500	25,100
1990—91	44,600	25,900
1991—92	43,600	36,000
1992—93	43,700	30,000
1993—94	30,500	0

(出所) The International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance*. 各年版。

組織は、少なくとも制度上は消滅した。(3)の軍の削減についても、予定どおりに達成した。しかしながら、エルサルバドル軍の規模は依然として近隣諸国と比較しても大きい（人口比でエルサルバドルの約1.8倍のグアテマラ政府軍の規模が4万3900人で、エルサルバドル軍の1.4倍）という問題がある。第1表はエルサルバドル軍の規模を内戦勃発以前の78年から内戦が終結し、削減が開始された93年までの数値を示したものである。内戦が勃発した79年以降、軍が急激に拡大した様子がわかる。なお95年の国家予算案によると、国家予算総額に占める国防予算は7.37%で、94年と同率となっている。これについては、人員が減少した分、予算削減を実施すべきであるという指摘がある。(4)については恩赦法の適用によって、必ずしも十分に履行されたとは言い難い。⁽²¹⁾

3. 憲法上の改正点

ここで軍に関する憲法上の改正点を見ておくことにしたい。旧憲法では軍の任務のなかに、公安秩序の維持が明記されていた。現行憲法では「大統領が、憲法に規定されている内容に合致する時のみ例外的に、軍を国内の治安維持のために配置することができる」(第212条)と変更された。文民統制の規定については、旧憲法では単に「軍の組織と活動の展開については、法、規則、特別な措置に従う」と規定したのを新憲法では「軍は行政機関の一部であり、最高指揮官である共和国政府大統領に服従する」(第213条)と明記した。また兵役については、旧憲法では18歳から30歳の男子を対象に、義務であることを謳っていたが、現行憲法では旧憲法の条文を踏襲した。これは兵役をそのまま残したうえで、適齢期の成人全員にはその義務を課さないという主旨と考えられている。和平合意では強制的な兵役を禁ずると明記している。しかし実際の運用には、あいまいな部分が残っている。

4. 和平後の軍の役割

政府軍自身は和平合意後の軍の役割について、どのように考えているのであろうか。1994年3月に国防省が発行した、「和平プロセス」と題する広報資料は、和平合意後の軍の任務について、次のように主張している。「軍は、⁽²²⁾ 軍民関係を改善するための戦略研究を行なった。その結果軍の伝統的な社会活動を、復興計画の構成要素に取り入れるべきであると判断する。社会活動の具体的内容としては、道路建設と修繕、上水道の設置、医療奉仕、識字教育、奨学金の提供などである」。これを一言で表現すれば、「戦争が終わったので、軍の次の任務は経済・社会復興である」というところであろうか。

このような新しい状況について、軍関係者はどのような見方をしているのであろうか。国家警察長官シロ・ロペス・ロケ (Ciro López Roque) 大佐 (当時) は、1992年3月24日サンサルバドル市内での筆者とのインタビューで、次のように述べている。「治安部隊はもともと国防省ではなく、内務省の管轄にあったもので、1960年代の軍事政権期に国防省に移管された。内務省の指揮下に入るのに何の抵抗もない。むしろ自分たちの望んでいたことである。和平合意については、軍人として賛成できない点もあるが、文民統制の原則は遵守する。国家警察が国家文民警察に完全に移管するには、3～5年間を要するであろう」。エルサルバドルの軍人と話していて、驚くのはその考え方の柔軟さである。⁽²³⁾もちろんそれが外交儀礼上の発言であることもしばしばある。人権侵害の事実ひとつとっても、ほぼ弁解の余地のない過去がある。しかし組織としてこの国の軍ほど、ぎりぎりのところで鍛えられてきた集団は国内には他はない。1979年のクーデターを決行し、軍はFMLNの主要メンバーと肩を並べて、軍民評議会政権を運営した経験をすでにもっている。軍は1981年、89年のFMLNの一斉蜂起の時も、軍事的には陥落寸前のところまで追いつめられたが何とかもちこたえた。そして何よりも、過去半世紀にわたる行政経験をもっている。エルサルバドル国内でこれほど自己保存力の優

れた組織は、教会を除いて他にないのではないだろうか。

5. 軍の将来

先に紹介した論文のなかで、ウォルターは結論として次のように述べている。「たとえ和平合意が完全に実施されたとしても、軍は制度上の自治権をしばらくは保持するであろう—中略—軍にとってこの国の新しい歴史を受け入れることは、容易ではないだろう」。⁽²⁴⁾確かに軍が治安出動の権利を保有していること。依然として巨大な組織であること。農村における影響力は、今でもかなりのことなど、不安材料は山積している。しかもし和平合意が順調に実施され、一連の民主化措置に国民が明確に賛成の意思表示をすれば、筆者は軍の民主化は不可逆的なものとなり、短・中期的には軍政への復帰は不可能であろうと考える。少なくとも、軍は「この国のある歴史を受け入れる」意思表示をしている。歴史的に見ても、国連の監視下で進められている軍改革は、軍の存在意義を抜本的に見直す画期的なできごとである。強制的な兵役義務の原則的な撤廃ひとつを見ても、このことがいえる。冷戦後という国際環境も考慮に入れると、少なくとも内戦下よりは軍の影響力は弱まっている。しかしそれはあくまでも短・中期という条件のもとにおいてである。では一体長期的に見たとき、軍が社会でその影響力を増大するのはどのような場合であろうか。

それはおそらく、政党政治の統治能力が著しく弱体化し、国民が軍による権威主義的な政権を次善策として望むときであろう。そして統治能力が弱体化し社会が混乱する直接の原因となりそうなのは、経済政策の行きづまりではなかろうか。その意味で現在の国際金融機関の指導する、市場経済重視型の新自由主義経済政策の帰趨を、かたずを呑んで見ているのは他でもない軍であろう。

軍は将来もエルサルバドル社会のなかで、軟体動物のように外部環境に柔軟に対応しながら、社会に不可欠な存在としての制度を維持していくのでは

なかろうか。そして軍が存在する限り、軍政復帰への潜在的な可能性が残されていることは否定できない。

第3節 選 挙

1. 1994年3月総選挙、4月決選投票

1994年3月20日に実施された総選挙は、エルサルバドル政治史に残る画期的な出来事であった。というのは、過去に政治活動の身体上の安全の理由から選挙参加を拒否していたFMLNが、合法政党として選挙に加わったからである。12年にわたり武装闘争による政権の奪取を目指していた左派ゲリラグループ=FMLNは、武装解除の後に戦場を投票箱に変えた。これはエルサルバドルの政治システム的一大転換点といえる。同時に国連平和維持活動(PKO)が選挙の準備段階から重要な役割を演じており、冷戦後の地域紛争解決のモデルケースともなり得る事例である。⁽²⁵⁾筆者は総選挙と4月24日に実施された大統領選出のための決選投票の2回にわたり、選挙監視員として投票の現場に立ち会うことができた。

国連は当初より3月20日の総選挙を「和平プロセスの必然的な総仕上げとする」と位置づけていた。こうして国連が選挙の準備段階から「介入」することにより、選挙の手続きそのものに、依然として改善されるべき点はあるものの、かなりの公正さと透明性を確保することができた。民主主義の基本は代議制であり、そのための投票行為の公正さを確保することが不可欠である。有権者登録、選挙活動の自由、選挙委員会の独立性、開票作業の信頼性などの諸要因がそろわなければ、参加したすべての政党が選挙結果を受け入れることはできない。その意味で、国連がいわば「お墨付き」を与えた意義は大きい。選挙の結果、FMLNは野党第一党に躍り出た。つい2年前までは政府からはテロリスト集団と見なされ、非合法状態であったことを想起する

と、まさに政治システムの地殻変動といえる。

2. 有権者名簿、投票登録証明書の問題点

1991年4月28日エルサルバドル国会は、軍の規定に関する憲法改正手続きと一緒に、選挙法の憲法改正案を可決した。その主な内容は、従来の中央選挙管理委員会(Consejo Central de Elecciones)に代わって、最高選挙法廷(Tribunal Supremo Electoral, 以下選挙法廷)を設置したことである。そのうえで審判官の数を3名から5名に増加し、従来は全員が政党の推薦であったものを、3名を政党推薦、残り2名を最高裁が推薦し、国会が承認することとした(第208条)。こうして選挙管理・運営上の政治色を薄くする努力が払われた。

今回の選挙で最も問題とされたのは、有権者名簿の作成と有権者登録証明書(以下登録証明書)が円滑に発行されるかということであった。内戦中に国外に移住したり、国内避難民として転住している例も約100万人に上るとされている。ONUSALの選挙監視部門も当初より「既存の有権者名簿がきわめて不正確・不完全である点、さらにそのために適切に登録証明書が発行されるか否か不安である」と懸念を表明していた。⁽²⁷⁾選挙基本法(Código Electoral)は、有権者登録について次のように規定している。有権者登録は、関係者が居住している市で行なうこと。有権者登録の申請は、関係者が直接行ない、この申請手続きはすべての市民にとって義務であり、登録手続きは無料。登録に際しては指紋を押捺する(第21条)。

同法では有権者登録に必要な身元を証明する書類として、(1)身分証明書、(2)運転免許証、(3)ISSS(社会保険カード)、(4)旅券、(5)内務省が発行する難民証明書類もしくは帰国者証明書類。もしくはこれらの書類のいずれかを添付して、出生証明書、洗礼証明書、NIT(納税者カード)を使用することができるとしている。上記の書類のなかでは、住民登録に必要な出生証明書が最も基本的な証明書類と考えられている。なおエルサルバドルでは、身分証明書

(Cédula de Identidad Personal) は出生地の市長が18歳以上の男女に出生届を基にして発行し、携帯を義務づけているものである。

選挙基本法では前記の書類のいずれもが提出不可能な場合には、関係者は同じ市に住むすでに有権者登録を済ませた立会人2人を同行して、身元が証明できるという（第23条）特例を設けている。登録証明書についてONUSALは第1回選挙関連報告書（1993年10月20日付）で概要次のように述べている。

「選挙人登録に関する問題が、選挙実施上の最大の懸案事項のひとつである。国連開発計画(UNDP)とONUSALの合同調査では、有権者の27%がまだ登録証明書を所持していない。投票登録が遅れているのは、内戦中の戦闘地帯に顕著である。その理由は、エルサルバドルの選挙登録は本人の意思で行なうことになっていること。加えて登録手続きが煩雑で、出生証明書を発行する各地方自治体の事務効率が悪い。登録証明書は発行申請から1ヵ月後に、再度受領に出向かねばならないこと。しかもその際に申請書類の不備を指摘されて、発給されないことがしばしばある。今ひとつの問題点は、在外居住者と死亡者の名簿が不完全なことである。この結果二重投票の危険が多分に⁽²⁸⁾ある」。ONUSALは二重投票の予防策として、投票日に投票済者の指にインクを装着する作業を厳格に実施すべきであるとしている。

ONUSALの第2回選挙関連報告書（1994年2月18日付）では登録証明書の発行状況について、次のように報告している。「1994年1月19日に有権者名簿に記載されていた人数は265万3871人で、そのうち217万1805人がすでに登録証明書を発給済であった。この時点で登録証明書を所持していたのは、ONUSALが人口統計により推定した有権者人口の80%に相当した。有権者名簿に氏名が記載され、かつ登録証明書を所持する人数は、最終的には230万人になると予測された。これは有権者の推定人口の85%に相当する」。⁽²⁹⁾

ONUSALは有権者名簿には270万人が含まれるだろうと予想している。そして最終的な有権者名簿の記載人数予測と、前出の実際に登録証明書を所持する230万人との差である40万人を、次のように説明する。ひとつの理由は、死亡者が有権者名簿から削除されずに残っている場合である。いまひとつ

は、1991年から発行されている引換え書（登録申請を行なった後に、登録証明書ができる間に発行される）が約30万枚分、登録証明書に引き換えられることなく残存し、氏名は有権者名簿にそのまま残っている。

総選挙投票日4日前に公表されたONUSAL第3回報告書（1994年3月16日付）では、登録手続きの問題、選挙活動の自由度・公正さについて、概要次のように述べている。「3月12日までに、有権者名簿には270万人分の氏名が記載され、そのうち235万人が登録証明書を所有していると予想される。これは推定有権者の85%に相当する。7万4000人が登録申し込みをしたが、出生証明書がなかったために拒否された。旧戦闘地帯でONUSALと米国国際開発庁(USAID)は、36万件におよぶ出生証明書の回復作業を実施した。この結果6万人の申請が受理された。また特例条例によりたとえ出生証明書がない場合でも、⁽³⁰⁾登録書を発行した」。第3回報告書は所見として、有権者登録の不備、政党間に根強い相互不信感があるといった問題はあるものの、公正で自由な選挙を実施する条件は整っていると指摘している。同時に投票率が前回よりも高くなると予想していた。

ONUSALは総選挙後に公表した第4回報告書（1994年3月30日付）で、3月20日に実施された総選挙の速報結果を次のように解説している。「投票者総数は約150万人で、1989年と91年の投票者総数を40万人上回った。これは推定有権者数272万2000人の55%に相当する。しかし関係者が予想していた投票者数をかなり下回る数字であった」。ONUSALは棄権者数が予想を上回った原因として(1)登録証明書入手までの手続きが煩雑であったために、結局登録証明書入手できず、投票できなかった人数が多かった。(2)投票所の数が全国で355カ所と少なかったと説明している。

ONUSALは総選挙について「いくつかの変則行為はあったものの、選挙結果そのものを覆すような規模の不正行為は観察できなかった」と総括している。筆者の見聞した範囲でも、組織的な不正といったものはなかった。ただし国連選挙監視員として投票所内にいると、断り切れないくらいの人たちから自分の有権者名簿がどこにあり、どうやって名前を捜すのか、という質

問答にあった。投票人はいったん有権者名簿から自分の名前を探し出し、指定された投票箱で投票することになっている。しかし実際には名簿の掲示がほぼ無秩序に近い状態であったことや、コンピューターに入力されたデータをそのままプリントアウトしたもので、無造作に壁に張られており、とても字が小さくて読めない。加えて文盲人口が高く（都市部で30%，地方で60%），せっかく投票所にたどり着いてもどこで投票するかわからないという例が相当みられた。

3. 選挙結果と今後の課題

大統領選挙の党別の得票率は、与党 ARENA が49.03%，野党連合（CD= FMLN=MNR）が24.90%，PDC が16.39%，PCN が5.39%，PMU (Partido de Movimiento de Unidad, 統一行動党), MSN (Movimiento de Solidaridad Nacional, 国民連帯運動), MAC (Movimiento Auténtico Cristiano, キリスト教真正運動) を合計して4.3%である。⁽³²⁾ この結果、いずれの候補も有効投票数の過半数を得られないときは、上位 2 名の候補者による決選投票を行なう、という選挙法の規定により、前サン・サルバドル市長アルマンド・カルデロン・ソル候補と、野党連合の代表で前国会副議長であるルベン・サモラ・リバス候補の一騎打ちとなった。

国會議員選挙の結果は、一院制で議員総数84議席のうち、ARENA 39 (0), FMLN 21 (+21), PDC 18 (-18), PCN 4 (-5), CD (Convergencia Demócrata, 民主連合) 1 (-7), PMU 1 (+1), MAC 0 (-1), UDN (Unión Demócrata Nacionalista, 国民民主連合) 0 (-1) (かっこ内は前回との議席比) となった。ARENA は単独では過半数を獲得できなかったものの、保守政党 PCN の 4 議席を足して、かろうじて過半数を確保した。初めて国政選挙に参加したFMLNは、21議席を獲得し、エルサルバドル政治史の新しい幕開けとなった。一方左翼政党で、サモラ大統領候補の所属するCDがわずか1議席に転落した。市会構成員選挙については、ARENA 206, PDC 29, FMLN

16, PCN 10, MAC 1という市長の配分となり, ARENAが圧倒的な強さを見せた。大統領選の決選投票は4月24日に実施され, ARENA 81万8264票(得票率68.35%), 野党連合37万8980票(同31.65%)となった。この結果おおかたの予想どおりアルマンド・カルデロン・ソル候補が大統領に当選した。投票総数は124万6220票でそのうち有効投票数は119万7244票であった。投票率は総選挙時の55%をさらに下回り45%となった。なお決選投票では投票所を前回に比べて35カ所増やし, 投票所内の掲示や案内, 選挙人名簿の配列などが
⁽³³⁾かなり改善された。

ONUSALは第5回選挙関係最終報告書で, 大統領決選投票はおおむね自由かつ公正に実施されたと述べたうえで, 今後改善すべき課題として次の諸点を指摘している。投票手続きの簡素化。投票所を有権者の居住地の近くに設置すること。国会議員, 市会構成員選出規定の統一化(現在の選挙法では, 国会議員については地方区と全国区の2本立てで, それぞれ最多得票者が上位から順に当選する。一方市会構成員選挙は, 党別に投票し最も得票数の多かった党が市長, 監事, 評議員の役職を独占する。したがって市には事実上議会は存在しない)。選挙裁判所のよりいっそうの非政治化。

選挙方法の改善について筆者が指摘したいのは, 次の点である。エルサルバドル選挙法では, 投票箱にそれぞれの政党が立会人を置くことになっている。のみならず各政党は一定数の案内人(Orientador)を置くことが許されている。選挙法は投票所内での選挙運動は厳に禁じているものの, 実際には政党ごとのユニフォームを着ているし, 昼食時ともなると, 大量の食料が各政党の大きなロゴ入りのケースで運ばれてくる。現場は一種のお祭り騒ぎの雰囲気である。投票に立ち会った国連の選挙監視員のなかでは, 将来投票所では政党色のある活動は一切禁じるべきではなかろうか, という声も上がっていた。

おわりに

本稿では和解による内戦終結後の、エルサルバドルにおける司法改革、軍改革、選挙について、その内容と改革の進捗状況を考察してきた。司法改革については、主として最高裁の独立性を強化するための対策がとられた。最高裁長官、判事の人事を従来よりも政党色の希薄な手続きに改定した。これ以外にも人権擁護官の新設など、司法制度の改革が実施されている。しかしながら既述のように、最高裁判事の選出をめぐって政党間の対立も表面化した。本稿では立ち入ることができなかつたが、下級裁判所の裁判官、検事など法曹関係者の再教育、待遇改善の問題も残っている。司法組織の独立性が確立し、効率的で公正な法の適用が行なわれるには、未だ道半ばの感がある。

軍改革については国家文民警察の創設、制度としての準軍事組織の解体、不十分とはいえた軍の規模縮小が、国連の監視下で実施されてきた。それぞれの分野における改革の進捗状況と、残された課題については、すでに触れているのでここでは繰り返さない。筆者が強調しておきたい点は、歴史的に見ても今回の和平合意は軍の撤廃にまで踏み込んで論議する絶好のチャンスではなかつたかということである。たとえ軍の廃止にまで至らなくとも、内戦勃発前の総兵力7000人程度にまで削減する方向で、今後検討されしかるべきではなかろうか。現有兵力3万人は、依然として過大というのが、現時点での筆者の感想である。

国連の大規模な監視の下で実施された選挙については、自由かつ公正という点ではほぼ目標を達成した。FMLNは選挙に参加し野党第一党となった。FMLNは国政面における重要な責任を担っているわけで、FMLNの内部分裂という新たな状況も視座に入れて、今後どのような政局運営をしていくのか注視していきたい。⁽³⁴⁾

すでに指摘したようにこの3分野において、まさに建国以来の制度上の改革が進められていると言って過言ではない。民主化は着実に進んでいる。そのなかでもここで改めて指摘しておきたいことは、和平プロセスで果たしたONUSALの役割である。これなくしてエルサルバドルが独立でここまで民主化改革を履行できたかは疑わしい。昨今国連によるPKO活動に対する批判も聞かれるが、その成功例として参考とすべき点は多いと思う。なお、1995年4月30日、ONUSALは解散しづつと規模の小さい国連の組織であるMINUSAL (Misión de las Naciones Unidas en El Salvador) が新たに設立された。MINUSALは和平合意が完全に履行されるまで監視を続けることが期待されている。

今後、より広い意味での国民の経済的・社会的権利を含めた民主主義を促進し、定着化していくうえでの最大の不安材料は、おそらく経済分野であろう。奇妙なことに、経済問題については和平合意では多くを触れていない。メキシコ最終和平合意では、第5章「経済・社会問題」の項目で土地の帰属について言及しているものの、大枠としての経済・社会構造の改革に関しては、一切言及していない。膨大な貧困層の存在や富の偏在などの内戦の根本要因について解決がなされなければ、長い目で見たとき、再び軍政復帰を含めた社会不安が醸成されるという懸念は除去されていない。和平合意で謳われている内容はあくまでも内戦を終結させるためのもので、内戦の根本要因を解決するためのものではない。経済構造の改革には富裕層の経済権益削減などの痛みを伴う。弱者層への対応など和平後に残された課題が多い。以上これまでの議論を要言すれば、エルサルバドルの現段階は、民主主義を形作る箱はほぼ出来上がったが、今後の課題は、その中身をどう充実させていくか、ということになろう。

[注] —————

- (1) ここで言う和平合意とは、1990年4月のジュネーブにおける政府・FMLNとの停戦交渉再開以後、同年7月の人権に関するサン・ホセ合意、91年4月の軍、司法、選

- 挙制度改革についてのメキシコ合意、同年9月のニューヨーク合意、92年1月の最終的な和平合意となったメキシコ合意を指している。詳細については渡辺利夫「エルサルバドル和平交渉」(一)・(二)(『ラテン・アメリカ時報』第35巻第11号、12号 1992年11月、12月)。なおすべての合意内容を掲載したものに、FMLN, *Acuerdos Hacia una Nueva Nación*. San Salvador: FMLN, 1992, がある。
- (2) 米国の対エルサルバドル軍事援助は、1980年から90年の間で10億1460万ドルに上る。K. Walter & P. Williams, "The Military and Democratization in El Salvador," *Journal of Interamerican Studies and World Affairs*. Vol. 35, No.1, 1993, p.78.
 - (3) この時の現地報告として、田中 高「和平合意後のエルサルバドル」(『外交フォーラム』第5巻第6号 1992年6月)。
 - (4) この時の現地報告として、田中 高「1994年エルサルバドル総選挙：国連エルサルバドル選挙監視団日本派遣隊の報告」(『ラテン・アメリカ時報』第37巻第5号 1994年6月)。中川智彦「エルサルバドルの国民和解への努力」(『ラテンアメリカ・カリブ研究』創刊号 1994年6月)。浦部浩之「エルサルバドル和平と日本のPKO参加」(『地理』第39巻第12号 1994年12月)。なお、監視員全員が執筆した報告書として、新木秀和、浦部浩之編『16人、エルサルバドルへ』1995年10月がある。
 - (5) 筆者は「民主主義をどう理解するかは難しい問題であり一中略一ただし、ここでは民主主義を狭義にとらえ、制度的な合法性の問題に限定することにしたい。ラテンアメリカではこの狭義の民主主義が長らく順守されてこなかったことにひとつの大きな問題があったと考える」という松下洋氏の問題意識に同意する。松下 洋「メヌム政権下のペロニズムの脱ポピュリズム化」(逕野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』アジア経済研究所 1993年) 167ページ。なお本稿では右の関心から、土地問題については触れていない。
 - (6) B. Betancur, R. Figueroa & T. Buergenthal, *De la locura a la esperanza. La guerra de doce años en El Salvador: Informe de la Comisión de la Verdad para El Salvador*. 全文が*Estudios Centroamericanos*. Num. 533, mar. 1993に掲載されている。なお同報告書が現地で公表された時の反響については、田中 高「エルサルバドル：クリスティアーニ政権の5年間」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.11, No.1 1994年3月) 31-33ページ参照。
 - (7) Betancur et al., *De la locura a la esperanza...*, p.311.
 - (8) J. G. Verner, "The Independence of Supreme Courts in Latin America: A Review of the Literature," *Journal of Latin American Studies*. Vol. 16, Part 2, November 1993, p.498. なおエルサルバドルの政治史を概観したものの、田中高「エルサルバドル：1984-89」(『国際政治』第98号 1991年10月) がある。
 - (9) 以下Verner, "The Independence of Supreme Courts...", よる。

- (10) 松下 洋「政治的特色とそれを見る視座の変化」(松下 洋・乗 浩子編『ラテンアメリカ政治と社会』新評論 1993年)。M. C. Needler, "Authoritarianism in Latin America: Is Political Culture Responsible?"(『ラテンアメリカ研究年報』第9号 1989年6月)。L. S. Hoberman, "Hispanic American Political Theory as a Distinct Tradition," *Journal of the History of Ideas*. Vol. XLI, April-June, 1980.なお、ラテンアメリカ人の価値観については、中川文雄氏の示唆に富む論文「ラテンアメリカの価値観と行動様式」(中川文雄・三田千代子編『ラテンアメリカ人と社会』新評論 1995年)が参考になる。
- (11) United Nations Security Council (以下 UNSC), *Report of the Secretary-General on the United Nations Observer Mission in El Salvador* (S/1994/561), May 1994, p.13.
- (12) *Proceso*. Num. 630, oct. 5, 1994, p.8.
- (13) Armando Calderón Sol, "Discurso de toma de posesión," *Estudios Centroamericanos*. Num. 547-548, may.-jun. 1994, pp.602-606.
- (14) *Proceso*. Num. 615, jun. 15, 1994, pp.13-14. Num. 618, jul. 6, 1994, pp.2-3. Num. 619, jul. 13, 1994, pp.4-5. Num. 622, ago. 10, 1994, pp.2-3, Num. 627, sep. 14, 1994, pp.4-5. *Envío*. Num. 151, ago. 1994, pp.25-28.
- (15) UNSC, *Report of the Secretary-General...* (S/1994/1000), Aug. 1994, p.12.
- (16) Walter & Williams, "The Military and Democratization..."
- (17) ibid., p.43.
- (18) 軍民政権時代の執政委員会のメンバーで、エルサルバドル軍部研究の数少ない基本文献である *Función política del ejército salvadoreño en el presente siglo*. San Salvador: UCA Editores, 1984 の著者であるマリアノ・カストロ・モラン (Mariano Castro Morán) は、エルサルバドル軍の任務について近著の中で次のように述べている。「現代では、国防は国家安全保障を達成するための手段のひとつである。国家安全保障はより広い意味で使われ、防衛のみならず、社会心理、社会経済発展、国内秩序を含んでいる。したがってある国の安全保障は、兵士の数や質、武器や装備、軍事予算のみに依存するのではなく、国家の潜在力やイデオロギーの価値、政治、社会、経済の安定性にも依存する。かくて加えて、国家安全保障は単に領土上の防衛を意味するのではなく、社会・経済上の要因により発生する不均衡、対外依存、社会秩序を乱したり、政治の無秩序を生じさせるものすべてを、包含している」(“El Salvador: La subordinación del poder militar al poder civil,” en D. Kruijt & E. Torres-Rivas eds., *America Latina: Militares y Sociedad-I*. San José: FLACSO, 1991, pp.141-142)。国家安全保障論については、大串和雄「南米軍部の国家安全保障ドクトリンと新専門職業主義」(『国際政治』第98号 1991年10月)。出岡直也「政治主体としての軍」(松下 洋・乗 浩子編『ラテンアメリカ 政治と社会』

- 新評論 1993年) を参照。
- (19) 準軍事組織の説明は、P. Gunson, G. Chamberlain & A. Thompson, *The Dictionary of Contemporary Politics of Central America and the Caribbean*. London: Routledge, 1991, pp. 103-105.
 - (20) UNSC, *Report of the Secretary-General...* (S/25812), 21 May 1993, pp.7-9. idem, (S/1994/561) p.6. (S/1994/1000) p.3. (S/1994/1212) p.8. 田中 高「エルサルバドル：クリスティアーニ政権の5年間」32-33ページ参照。
 - (21) A. Rouquié, *The Military and the State in Latin America*. California: Univ. of California, 1987, p.400.
 - (22) Ministerio de la Defensa Nacional, *Proceso de paz*. San Salvador, 1994.
 - (23) 筆者はこのほかにも1992年3月25日と同年3月26日にサンサルバドル市内で、ロベルト・ピニエダ・ゲラ (Roberto Piñeda Guerra) 財務警察長官、政府軍スポーツマンのバルタサル・ロペス・エルナンデス (Baltazar López Hernández) 中佐とインタビューした。両者とも軍が和平合意を完全に履行するという点を強調していた。
 - (24) Walter & Williams, "The Military and Democratization..." pp.72-73.
 - (25) 田中 高「中米紛争の平和的解決－地域紛争解決モデル化の試み」(『NIRA政策研究』第7巻第5号 1994年5月) 参照。
 - (26) UNSC, *Resolution 832 (1993)*. (S/RES/832), May 1993, p.2.
 - (27) UNSC, *Report of the Secretary-General...* (S/25812), 21 May, 1993, p.20.
 - (28) UNSC, *Report of the Secretary-General...* (S/26606), Oct. 1993, pp.3-4.
 - (29) UNSC, *Informe del Secretario General sobre la Misión de Observadores de las Naciones Unidas en El Salvador*. (S/94/179), feb. 1994, pp.5-6.
 - (30) UNSC, *Report of the Secretary-General...* (S/1994/304), Mar. 1994, pp.3-4.
 - (31) UNSC, *Informe del Secretario General...* (S/1994/375), mar. 1994, p.7.
 - (32) *Proceso*. Num. 605, 5 de abril 1994, p.2-5.
 - (33) 信頼できる選挙戦の現地報告としてリース・ハース, ジーナ・ペレスのものがある。2人はARENAの善戦を「有権者はARENAを、物質的な必要を充足するのにより適当な政党であると判断した」からであると指摘している。Liesl Haas & Gina M. Pérez, "Voting with Their Stomachs: -Las Elecciones del Siglo- in El Salvador," *LASA Forum*. Vol25, No.3, Fall 1994, p.6.
 - (34) 1980年の創設以後FMLNを構成していたのは、人民解放勢力 (FPL; Las Fuerzas Populares de Liberación), エルサルバドル共産党 (PCS; Partido Comunista Salvadoreño), 中米労働者革命党 (PRTC; Partido Centroamericano de los Trabajadores Centroamericanos), 人民革命軍=人民革新表現 (ERP; Ejército Revolucionario del Pueblo), 民族の抵抗 (RN; Resistencia Nacional) の5グループ

であった。このうちFPL, PCS, PRTCはマルクス・レーニン主義に近い強硬派とされる。ERP, RNからは国会副議長、書記がそれぞれ1名選出され、職務に就いた。1995年3月、国民革命運動（MNR）、ERP、RNは新しい政党、民主党（PD; Partido Demócrata）を結成し、政治政党としてのFMLNの名称は残ったものの、FMLNは事実上分裂した。その直後の3月31日、政府とPDの間で、一連の政策協定であるパクト・デ・サンアンドレス（Pacto de San Andrés）が調印された。